

令和7年度  
雫石町子ども会育成会連合会  
総会

期日 令和8年2月13日  
(書面決議)

提出議案

議案第1号  
令和6年度事業報告及び収支決算報告について

議案第2号  
令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

議案第1号 令和6年度 事業報告及び収支決算報告について

令和6年度 事業報告

日付	内容
11月13日	第1回常任理事会 場所：町中央公民館 視聴覚室 出席者7名（役員4名、事務局3名） 総会提案事項に関する協議 など
12月27日	雫石町子ども会クリスマス会 場所：町中央公民館 大会議室、懇話室 県子育連「令和6年度子ども会活動活性化事業補助金」活用事業 主催：町子ども会育成会連合会、町ジュニアリーダーズクラブ SKY 共済：町教育委員会 協力：東北紙器株式会社（段ボール迷路借用） 対象：町内小学校5・6年生 参加者：SKY6人、SKYOG1人、小学校5人（5年生） 内容：SKYによるレクリエーション、段ボール迷路、ケーキ作りなど
令和7年 1月15日	総会（書面決議） 1. 議案の議決 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 議案第1号 令和5年度事業報告及び収支決算報告について                              育成会長52人中、原案 賛成 41・反対0・提出なし11（原案可決）</li> <li>● 議案第2号 令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について                              育成会長52人中、原案 賛成 41・反対0・提出なし11（原案可決）</li> <li>● 議案第3号 令和6年度役員改選（案）について                              育成会長52人中、原案 賛成 41・反対0・提出なし11（原案可決）</li> </ul> 2. 議決日 令和7年1月15日

## 令和6年度 決算書

### 1. 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較	備考
会 費	0	0	0	総会で徴収しないこととしたため
参 加 料	0	0	0	
繰 越 金	71,115	71,115	0	前年度より
補 助 金	15,000	15,000	0	令和6年度子ども会活動活性化事業補助金
雑 収 入	5	32	27	貯金利息
計	86,120	86,147	27	

### 2. 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較	備考
負 担 金	0	0	0	町予算から支出（県子育て連年会費 20000円）
事 業 費	25,000	8,807	△16,193	雫石町子ども会クリスマス会プレゼント代、ケーキ材料費など
事 務 局 費	5,000	4,845	△155	総会書面決議はがき代
予 備 費	56,120	0	△56,120	
計	86,120	13,652	△ 72,468	

収入 86,147 円－支出 13,652 円＝残額 72,495 円を次年度へ繰越とする

## 監 査 報 告 書

令和6年度の決算について、令和8年1月17日零石町中央公民館において関係書類の提出を求め、監査した結果、帳簿・関係書類等が適正に処理されていることを確認いたしましたので、ここに報告いたします。

令和8年1月17日

監事 山下 綾



監事 櫻小路 由佳



## 議案第2号 令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

### 1. 令和7年度 事業計画（案）

#### [方針]

急速に進む少子高齢化や情報化社会の進展、社会環境やライフスタイルの変化が著しい昨今、各子ども会及び育成会の組織や活動のあり方についても転換期を迎えている。雫石町子ども会育成会連合会は、各子ども会や育成会の情報収集に努め、情報共有や活動支援に取り組み、現代社会や雫石町の現状に即した子ども会を形作っていくことを目指す。

#### [事業計画]

- 会議・研修

令和8年2月 令和7年度総会（書面決議）

- 各種事業参加協力（予定）

令和7年4月20日（日）

令和7年度岩手県子ども会育成連合会総会 場所 矢巾公民館

令和7年6月1日（日）

令和7年度安全啓発初級ファシリテーター養成講習会 場所 矢巾公民館

令和7年7月29日（火）～8月1日（金）

令和7年度富士市・雫石町少年交流事業（30名の雫石町児童が富士市を訪問）

## 2. 令和7年度収支予算書（案）

## 令和7年度 収支予算書（案）

## 1. 収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	前年度	比較	備考
会 費	0	0	0	
参 加 料	0	0	0	
繰 越 金	72,495	71,115	1,380	前年度より
補 助 金	0	15,000	△15,000	
雑 収 入	5	5	0	貯金利息など
計	72,500	86,120	△ 13,620	

## 2. 支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	前年度	比較	備考
負 担 金	0	0	0	町予算から支出（県子育連年会費 19,400円＝15,000円+100円×44子ども会）
事 業 費	11,380	25,000	△13,620	懇談会茶菓子代、保険料等
事 務 局 費	5,000	5,000	0	払込手数料・消耗品費
予 備 費	56,120	56,120	0	
計	72,500	86,120	△ 13,620	

※県子育連年会費について：これまで町子育連予算から支出していたが、ジュニアリーダーズクラブ SKY の県子育連事業参加費同様に令和6年度より町予算より支出している。

令和7年度役員

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

役職名	氏名	備考
会長	坂井 和久	前副会長
副会長	小畑 啓悟	雫石町ジュニアリーダーズクラブ SKY OB
副会長	川崎 優菜	雫石町ジュニアリーダーズクラブ SKY OG
常任理事	伊藤 千絵	雫石小学校地区
常任理事兼監事	山下 綾	七ツ森小学校地区
常任理事兼監事	櫻小路 由佳	西山小学校地区
常任理事	夷森 由佳	御明神小学校地区
常任理事	米澤 夏海	御所小学校地区
相談役	階 幸男	前会長
相談役	小赤澤 直子	前副会長

※監事の持ち回り

在任期間	担当学校区	
令和2年4月～令和4年3月	西山	御所
令和4年4月～令和6年3月	御明神	雫石
令和6年4月～令和8年3月	七ツ森	西山
令和8年4月～令和10年3月	御所	御明神
令和10年4月～令和12年3月	雫石	七ツ森
令和12年4月～令和14年3月	西山	御所
令和14年4月～令和16年3月	御明神	雫石

## 雫石町子ども会育成会連合会 会則

(名称)

第1条 この会は、雫石町子ども会育成会連合会と称する。

(目的)

第2条 この会は、町内の子ども会育成会の連絡を密にし、子ども会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 この会は、第2条の目的に賛同する町内の子ども会育成会をもって組織する。

2 この会の下部組織として、雫石町ジュニアリーダーズクラブを置く。

(事業)

第4条 この会の目的達成のため、次の事業を行うものとする。

- (1) 子ども会育成会の連絡提携を図ること。
- (2) 子ども会育成会指導者の研修に関する事。
- (3) 子ども会行事の企画、調整及び指導助言に関する事。
- (4) 関係機関及び団体との連絡に関する事。
- (5) その他目的達成に必要な事業に関する事。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名(内、1名はジュニアリーダーズクラブの世話人)
- (3) 常任理事 5名(内、その他、会長が必要と認め推薦した者。)
- (4) 監事 2名(常任理事から2名選任するものとする。)
- (5) 相談役 (歴代会長)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。補欠で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 会長は会務を掌理し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

常任理事は、総会の決定事項ならびに緊急事項の執行にあたる。

監事は、会計を監査する。

(役員選出)

第8条 会長、副会長、常任理事、監事は総会において選出する。

(機関)

第9条 総会は、各子ども会育成会の代表者1名ずつの代議員をもって構成し、最高議決機関とする。

2 総会は、次のことを審議決定する。

- (1) 事業計画に関する事。
- (2) 予算、決算に関する事。
- (3) 役員選出に関する事。
- (4) 会則の改廃に関する事。
- (5) その他重要事項。

3 常任理事会は、会長の招集により、企画、立案、執行にあたる。

(事務局)

第10条 この会の事務局は、会長の指定したところに置く。

2 事務局には、次の職員をおき会長が任命する。

事務局長 1名 事務局員 若干名

(会計)

第11条 この会の経費は、会費、補助金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

2 本会の会計事務は「雫石町が事務局を担当する各種団体等の会計事務取扱基準」を準用する。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この会則は、昭和53年6月17日より実施する。

平成18年5月19日 会則の一部を改正する。

平成19年5月18日 会則の一部を改正する。

平成20年5月22日 会則の一部を改正する。

平成26年5月21日 会則の一部を改正する。

平成30年5月16日 会則の一部を改正する。

令和2年6月8日 会則の一部を改正する。